

# 医療機能情報提供制度の現状と課題

# 医療機能情報提供制度について（平成19年4月～）

医療機関等に対して、医療を受ける者が医療機関等の選択を適切に行うために必要な情報（医療機能情報）について、都道府県への報告を義務付け、都道府県がその情報を集約し、わかりやすく提供する制度

## 創設前

〔医療機関等に関する情報を入手する手段〕

- 医療機関等の広告
- インターネット等による広報  
※ 医療機関等からの任意情報
- 院内掲示 等

## 〔視点〕

- ① 必要な情報は一律提供
- ② 情報を集約化
- ③ 客観的な情報をわかりやすく提供
- ④ 相談助言機能の充実

## 現行制度

医療機関等

- 医療機関等管理者は、医療機能情報を都道府県に報告

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談対応・助言

住民

- 医療機能情報を医療機関等において閲覧に供すること（インターネット可）
- 正確かつ適切な情報の提供（努力義務）
- 患者等からの相談に適切に応ずること（努力義務）

## 〔医療機能情報の具体例〕

- ① 管理・運営・サービス等に関する事項（基本情報（診療科目、診療日、診療時間、病床数等）、アクセス方法、外国語対応、費用負担等）
- ② 提供サービスや医療連携体制に関する事項（専門医（広告可能なもの）、保有設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、クリティカルパス実施、地域医療連携体制等）
- ③ 医療の実績、結果等に関する事項（医療安全対策、院内感染対策、診療情報管理体制、治療結果分析の有無、患者数、平均在院日数等）

# 本日も議論いただきたい点など

## <前回の確認>

### ○報告事項の見直しについて

- ・ 前回の議論を踏まえ、必要な項目は含め、不要な項目は削除する方針で報告項目の整理を進める。

## <本日の論点>

### ○各都道府県での異なる運用状況について

- ・ 他の類似制度での状況や一般的な検索システムでの現状を踏まえ、各都道府県での異なる運用状況について、さらなる議論をいただきたい。

(運用に関する今後の課題)

- ・ パソコン以外のスマートフォン・タブレット等の普及を踏まえた対応
- ・ 訪日外国人や在留外国人の増加に伴う外国語への対応
- ・ その他運用の見直し

など